

軽井沢町 植生学相談 申込要項

1. 目 的

軽井沢町は、令和5年12月に軽井沢町環境基本計画を策定し、令和6年度より望ましい環境像である「森・水・空気と美しい景観を 未来に引き継ぐ地域の力」を具現化するため、各種施策を展開していくこととしています。その中で、参加と連携による町全体での取組の推進の一環として、環境教育の機会の拡充が目標の一つとなっています。また、住民の皆様からは、樹木管理や除草などの環境管理で困っている意見が多く、それに関連した問い合わせも増えています。

これらの問題に迅速に対応させていただくため、植生学相談の窓口を設け、軽井沢町の緑（植生）に係る個別の問題を受け付け、アドバイスをさせていただくことを目的として植生学の相談会を開催します。

2. 開 催 頻 度

(1) 相談会は、原則毎月第2金曜日（第2金曜日が祝日の場合は第3月曜日とし、第3月曜日が祝日又は休日の場合は第3金曜日）に開催予定とします。

※相談員や会場等の都合により変更となる場合があります。

(2) 1件当たりの相談時間は45分までとし、先着順での事前予約となります。

(3) 相談時間枠は次のとおりとなります。

- ① 9時30分～10時15分
- ② 10時45分～11時30分
- ③ 13時15分～14時00分
- ④ 14時30分～15時15分

(4) 1回の相談で最大3名まで同席することができます。

(5) 相談結果の内容により、別途調整の上、相談者立会いの元、現地での相談を行う場合もあります。

3. 対 象 者

相談日時点において、次に掲げる全ての条件に該当する方

- (1) 軽井沢町内に住民登録のある方、軽井沢町内に別荘を所有している方、又は1年以内に軽井沢町内に住宅建築を考えている方
- (2) 年齢10歳以上の方
- (3) 相談会会場（軽井沢町役場や中央公民館を予定）に自費及び自力で参集できる方

4. 相 談 料 等 無 料

5. 相 談 員 軽井沢町 環境課 植生学専門員
 蛭間 啓 博士（学術）

6. 申 込 方 法

(1) 軽井沢町役場 環境課 環境政策係 宛に電話（０２６７－４５－８５５６）又は窓口で希望する相談日時の仮予約を行ってください。
※軽井沢町役場の閉庁日及び閉庁時間は、仮予約をお受けすることはできません。

(2) 仮予約完了後に、専用の申込用紙を使用するか、(3)に記載の必要事項を全て記載し、軽井沢町役場 環境課 環境政策係 宛に持参、郵送、ファクシミリ、電子メールを用いた書面体による本申込を行ってください。

電話や窓口等での口頭による本申込は受け付けられません。

(3) 必要事項（相談しようとする代表の方）

- ① 氏名（ふりがな）
- ② 郵便番号・住所
※住民登録のある住所
- ③ 住宅（別荘）所在地（住宅（別荘）建築予定地）
※軽井沢町に住民登録のある方は不要
※ハウスナンバーは不可
- ④ 生年月日・年齢
※相談日時時点で年齢１０歳以上の方
- ⑤ 日中に連絡のとれる連絡先電話番号
- ⑥ メールアドレス
※持っている方
- ⑦ 相談会当日の参加予定者数
※最大３名まで同席可
- ⑧ 相談したい内容の要旨
※内容によっては相談に応じられない場合もあります。
- ⑨ 相談日時
※事前の仮予約で確定した相談日時

7. 申 込 先

(1) 仮 予 約

軽井沢町 環境課 環境政策係

【窓口】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【電話】０２６７－４５－８５５６（直通）

(2) 本申込

軽井沢町 環境課 環境政策係

【持参】軽井沢町役場（⑦番 環境課窓口）

【郵送】〒389-0192（軽井沢町役場専用番号）

軽井沢町 環境課 環境政策係

【ファクシミリ】0267-46-3165

【電子メール】kankyo@town.karuizawa.nagano.jp

8. 本申込締切

本申込は、相談日の1週間前までに提出してください。

※郵送で提出される場合には、締切期限必着とします。

※提出された書類の返却は行いません。

9. 問い合わせ先

軽井沢町 環境課 環境政策係

電話：0267-45-8556（直通）

メールアドレス：kankyo@town.karuizawa.nagano.jp